

第二次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況総表

(参考2) 個別法・個別施策の進捗状況調査表

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>○廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>○廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>○法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。(目標年度 H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 排出量 4,900 万 t、再生利用量 1,200 万 t、最終処分量 640 万 t ・産業廃棄物 排出量 4 億 5,800 万 t、再生利用量 2 億 1,700 万 t、最終処分量 3,000 万 t <p>○第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ総排出量約 5,000 万トン ・ごみのリサイクル率 25% ・ごみ減量処理率概ね 100% ・一般廃棄物処分場の残余年数の平成 19 年度水準維持 ・ごみ焼却施設の総発電能力約 2,500 メガワット 	<p>○基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 排出量 5,202 万 t、再生利用量 1,020 万 t、最終処分量 681 万 t (H18 年度) 排出量 5,082 万 t、再生利用量 1,031 万 t、最終処分量 635 万 t (H19 年度) 排出量 4,811 万 t、再生利用量 978 万 t、最終処分量 553 万 t (H20 年度) 排出量 4,625 万 t、再生利用量 950 万 t、最終処分量 507 万 t (H21 年度) ・産業廃棄物 排出量 4 億 2,200 万 t、再生利用量 2 億 1,900 万 t、最終処分量 2,400 万 t (H17 年度) 排出量 4 億 1,800 万 t、再生利用量 2 億 1,500 万 t、最終処分量 2,200 万 t (H18 年度) 排出量 4 億 1,900 万 t、再生利用量 2 億 1,900 万 t、最終処分量 2,000 万 t (H19 年度) <p>○廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ総排出量 5,202 万 t (H18 年度) 5,082 万 t (H19 年度) 4,811 万 t (H20 年度) 4,625 万 t (H21 年度) ・ごみのリサイクル率 20% (H18 年度) 20% (H19 年度) 20% (H20 年度) 21% (H21 年度) ・ごみ減量処理率 98% (H18 年度) 98% (H19 年度) 98% (H20 年度) 98% (H21 年度) 	<p>○一般廃棄物について、基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値のうち、排出量については目標には達しているものの、排出抑制のために継続した努力が必要である。最終処分場の残余年数の向上が見られるが、リサイクル率、ごみ減量処理率については前年度に比べほぼ横ばいで推移しており目標に達するため、さらなるリサイクルの推進が必要である。ごみ焼却施設の総発電能力は増加したものの、焼却施設について高効率発電を行う熱回収施設への転換が必要である。</p> <p>○産業廃棄物について、基本方針の目標に対する実績値のうち、排出量及び最終処分量については目標値を下回っており、対策が</p>	<p>○第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は改正に向けて検討を行っているところである。</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽処理人口普及率12%、(以上、目標年度H24) ・PCB廃棄物の処理をH28年7月までに完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処分場の残余年数 <ul style="list-style-type: none"> 16年 (H18年度) 16年 (H19年度) 18年 (H20年度) 19年 (H21年度) ・ごみ焼却施設の総発電能力 <ul style="list-style-type: none"> 1,590MW (H18年度) 1,604MW (H19年度) 1,615MW (H20年度) 1,673MW (H21年度) ・浄化槽処理人口普及率 <ul style="list-style-type: none"> 8.77% (H18年度) 8.82% (H19年度) 8.87% (H20年度) 8.84% (H21年度) ※ 8.74% (H22年度) <p>(※ 東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県は調査対象外としている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物保管量 <ul style="list-style-type: none"> 高圧トランス 3.5万台 高圧コンデンサ 28.5万台 廃PCB 57t 柱上トランス 209万台 (H22年3月末) <p>○飛散性アスベスト廃棄物(廃石綿等)の処理状況(H21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 37,752t ・二重こん包又は固型化 34,416t ・溶融処理 3,336t ・溶融スラグの再生利用 3,191t ・遮断型最終処分場 34t ・管理型最終処分場 34,400t ・安定型最終処分場 127t 	<p>十分に効果を上げているものと思われる。一方、再生利用については、再生利用率では目標を上回っているものの、再生利用量では目標を下回っており、今後も適正なりサイクルを推進していく必要があると認識。</p>	

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>○現在、指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。 ・ 特定省資源業種：5業種 ・ 特定再利用業種：5業種 ・ 指定省資源化製品：19品目 ・ 指定再利用促進製品：50品目 ・ 指定表示製品：7品目 ・ 指定再資源化製品：2品目 ・ 指定副産物：2副産物</p> <p>その他、以下の取組を実施</p> <p>○平成20年1月に、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討及び、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンの提言が行われた事を受けて、必要な措置を行うべく検討中。</p> <p>○食酢等が充てんされた一部のポリエチレンテレフタレート製容器の流通の実態、再資源化への適性等にかんがみ、当該容器を指定表示製品のうち特定容器包装からポリエチレンテレフタレート製容器へ区分変更するために必要な政省令を改正、平成20年4月より施行している。</p> <p>○家電・パソコン等の指定再利用促進製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報開示措置を義務付ける資源有効利用促進法省令で引用しているJIS規格について、含有マーク表示義務の範囲を明確化するため、所用の改正を行い、平成20年7月に発効した。</p> <p>○塩化ビニル製建設資材の壁紙の識別表示に関する省令において、壁紙の裏面に一定の表示をするように、これまで規定されていたが、製品によってはあらかじめ裏面に印刷することが困難な場合があり、表面に識別表示を付けることを可能とするよう所用の改正を行い、平成21年2月に施行した。</p>	<p>○基本政策ワーキンググループにて、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討及び、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンの提言が行われた事を受けて、必要な施策の実施及び検討を行っている。</p> <p>○基本政策ワーキンググループの提言を踏まえて、サプライチェーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施しているところ。</p> <p>また、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標の検討や、国際動向の調査を行っているところ。</p>	<p>○製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、対象製品の追加・区分の変更等を通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。</p> <p>○資源確保の観点から、単位当たりのレアメタル含有量の多い携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、資源有効利用促進法の活用を含め、取組強化策について検討を進める。</p> <p>○引き続き施行状況調査を実施し、取組実態の把握を進めていく。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>○家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>○一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>○排出者である消費者は分別排出を行い、市町村は分別収集を行い、事業者は再商品化を行うという役割を担っている。</p>	<p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。 (平成21年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,856,419 (t) (前年度 2,776,634 (t)) ・再商品化量の合計 2,760,090 (t) (前年度 2,699,605 (t)) <p>○施行後10年を経過したことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ等において検討を行い、これを踏まえた改正容器包装リサイクル法が平成18年の第164回通常国会で可決・成立。改正法のうち市町村への資金拠出制度については、平成21年より毎年9月に資金拠出が行われている。</p>	<p>容器包装リサイクル制度に対して多くの関係者からの理解と協力が得られ、順調に施行されていると考えられる。</p> <p>また、容器包装廃棄物の削減の取組(レジ袋有料化等)が全国的に広まるなど、改正容器包装リサイクル法の成果が現れていると考えられる。</p>	<p>○今後とも、改正容器包装リサイクル法の着実な施行と定着を図る。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性															
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省</p>	<p>廃家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>○平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く。）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行った。</p> <p>○家電4品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>・過去5年間の廃家電4品目の回収台数</p> <p>平成18年度 1,162万台 平成19年度 1,211万台 平成20年度 1,290万台 平成21年度 1,879万台 平成22年度 2,770万台</p> <p>・平成22年度の再商品化実績（カッコ内は法定再商品化率）</p> <table border="0"> <tr> <td>エアコン</td> <td>88%</td> <td>(70%以上)</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管式テレビ</td> <td>85%</td> <td>(55%以上)</td> </tr> <tr> <td>液晶・プラズマ式テレビ</td> <td>79%</td> <td>(50%以上)</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫及び冷凍庫</td> <td>76%</td> <td>(60%以上)</td> </tr> <tr> <td>洗濯機及び衣類乾燥機</td> <td>86%</td> <td>(65%以上)</td> </tr> </table>	エアコン	88%	(70%以上)	ブラウン管式テレビ	85%	(55%以上)	液晶・プラズマ式テレビ	79%	(50%以上)	冷蔵庫及び冷凍庫	76%	(60%以上)	洗濯機及び衣類乾燥機	86%	(65%以上)	<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。特に平成22年度はエコポイント等の影響もあり回収台数が大きく増加した。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。</p>
エアコン	88%	(70%以上)																	
ブラウン管式テレビ	85%	(55%以上)																	
液晶・プラズマ式テレビ	79%	(50%以上)																	
冷蔵庫及び冷凍庫	76%	(60%以上)																	
洗濯機及び衣類乾燥機	86%	(65%以上)																	

5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性										
<p>農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の実施率(平成21年度実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>93% (前年度 93%)</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>58% (前年度 59%)</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>36% (前年度 37%)</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>16% (前年度 13%)</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>81% (前年度 79%)</td> </tr> </table> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成23年10月末までに計33件が認定されている。</p>	食品製造業	93% (前年度 93%)	食品卸売業	58% (前年度 59%)	食品小売業	36% (前年度 37%)	外食産業	16% (前年度 13%)	食品産業合計	81% (前年度 79%)	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p> <p>再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれ、順調に制度が活用されていると認識される。</p>	<p>○資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。</p> <p>そのためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①食品廃棄物の発生抑制の目標値の策定 ②食品関連事業者による食品リサイクル・ループ構築の取組や飼肥料化設備導入の推進等に取り組んでいく。
食品製造業	93% (前年度 93%)													
食品卸売業	58% (前年度 59%)													
食品小売業	36% (前年度 37%)													
外食産業	16% (前年度 13%)													
食品産業合計	81% (前年度 79%)													

6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	<p>法の施行より、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。</p> <p>平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。</p>	<p>(特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率)</p> <p>再資源化等率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 98.6% (H17) 98.4% (H20) ・コンクリート塊 98.1% (H17) 97.3% (H20) ・建設発生木材 90.7% (H17) 89.4% (H20) <p>(特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化等率)</p> <p>再資源化等率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 98.7% (H17) 99.7% (H20) ・コンクリート塊 98.3% (H17) 98.8% (H20) ・建設発生木材 90.7% (H17) 96.9% (H20) 	<p>アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化等率については、平成20年度の実績でいずれも目標値を達成している。また、建設発生木材の再資源化等率についても高い水準で推移しており、制度は定着していると考えられる。</p>	<p>○社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合において、平成20年12月に「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」が行われた。</p> <p>○上記とりまとめをもとに、平成22年2月に所要の建設リサイクル法省令の改正を公布したところである。</p> <p>○今後も引き続き、上記とりまとめをもとに、必要な措置を講ずる予定である。</p>

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。</p>	<p>○本格施行 ・平成17年1月：行為義務、リサイクル料金の預託義務（引取時）等が発生 ・平成17年2月：リサイクル料金の預託義務（新車登録、継続車検時）が発生</p> <p>○周知・広報活動 ・平成17年1～2月：第2回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会 ・平成17年5～6月、18年1月、18年9月、19年2月、19年9月、20年2月、21年4～5月、22年2月：自動車リサイクル法関係行政連絡会議 ・その他：テレビCM、ラジオCM、新聞広告、雑誌広告、リーフレット、ポスター、その他（東京モーターショーに出展等）</p> <p>○リサイクル料金の預託及び移動報告の状況 ・リサイクル料金預託状況（平成22年度末） 預託台数 7,525万台 預託金額 7,946億円 ・移動報告の状況（平成22年度） 引取工程 引取報告：365万件 フロン類回収工程 引取報告：305万件 解体工程 引取報告：383万件※ 破碎工程 引取報告：652万件※ ※同一工程内の移動報告件数を含む。</p> <p>○特定再資源化預託金による離島対策支援事業等の状況（実績） 平成22年度：86市町村、111,699千円</p>	<p>○自動車メーカー・輸入業者は、自らが販売した自動車から発生するフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト（最終的に出る自動車破碎残さ）のリサイクル・破壊を義務づけられているところ。昨年度は、法令に基づく目標値を全社が大幅に達成。 ※平成22年度のシュレッダーダストのリサイクル率79.9%～87%（各社実績） （目標値：平成17年度30%、平成22年度50%、平成27年度70%）</p> <p>○法施行以降、自動車所有者は、原則、新車購入時においてリサイクル料金の支払いが義務づけられているが、平成22年度末まで、約7,525万台、約7,946億円が支払い終了し、リサイクル料金の預託が確実に進んでいるところ。</p> <p>○全国の不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月の約21.8万台から、平成23年3月には約0.96万台まで減少。</p>	<p>○平成22年1月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」においても「概ね順調に機能している」と評価されたところ。</p> <p>○上記報告書の提言事項等を踏まえつつ、引き続き安定的な運用に向け、関係機関及び関係事業者（自動車製造業者等及び関連事業者）と連携を図り進める。</p>

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p>○PCB廃棄物保管事業者の責務 PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月14日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>○国及び都道府県の責務 国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。 また、都道府県知事又は環境大臣は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p>○PCB製造者等の責務 PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力することとしている。</p>	<p>○PCB廃棄物の拠点的広域処理施設の整備 PCBを使用した高圧トランス等については、日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めており、平成20年度までに全国5箇所（北九州、豊田、東京、大阪及び北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理を進めている。また、PCB汚染物等（安定器、感圧複写紙等）については、平成21年に北九州において処理が開始され、北海道室蘭においても施設整備に向け準備を進めている。</p> <p>○微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進 PCBを使用していないとする電気機器等のうち微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが廃棄物になったもの（微量PCB汚染廃電気機器等）の処理方策について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会でのとりまとめ報告（平成21年3月）を踏まえ、平成21年11月に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に当該廃棄物を追加するなど、処理体制の整備等に関する取組を実施しており、平成23年11月時点で5件の事業者が認定されている。</p> <p>○「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定 PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送の確保の観点から、平成23年8月、当該ガイドラインの一部改定を行った。</p> <p>○PCB廃棄物処理基金 中小企業が保管しているPCB廃棄物のうち、PCBを使用した高圧トランス等及びPCB汚染物等の処理に要する費用の負担軽減を図り、確実かつ適正な処理を促進するため、国及び都道府県が協調してPCB廃棄物処理基金への造成を行っている。平成22年度において国及び都道府県でそれぞれ15億円を造成し、平成23年度においても引き続き造成を進める。</p>	<p>PCB廃棄物の拠点的広域処理施設について、高圧トランス等に関しては全国5箇所施設整備を行い処理が実施されており、PCB汚染物等に関しては、北九州で処理が開始され北海道室蘭で施設整備に向け準備中である。</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等について、平成21年3月の専門委員会とりまとめ報告を踏まえ、無害化処理認定制度を活用した微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制の整備等を進めている。</p>	<p>○PCB廃棄物の安全かつ確実な処理を円滑に行うための処理体制の整備、処理の一層の推進</p> <p>○微量PCB汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理の推進に向けた必要な取り組みの実施</p> <p>○PCB廃棄物処理基金 中小企業が保管しているPCB廃棄物の円滑な処理に向けた、PCB廃棄物処理基金による助成の実施</p> <p>○PCB廃棄物特別措置法附則第2条において、「政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、これを踏まえ、平成23年10月1日より、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、PCB廃棄物処理の現状把握、今後の処理推進策について検討中。</p>

9. 国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 各府省</p>	<p>○国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。</p> <p>○国は、国等による環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定する。</p> <p>○国等の機関は、毎年度基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。</p> <p>○国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。</p>	<p>○グリーン購入法の対象として基本方針に定める特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>○平成20年2月5日現在の特定調達品目は18分野237品目。 平成21年2月13日現在の特定調達品目は19分野246品目。 平成22年2月5日現在の特定調達品目は19分野256品目。 平成23年2月4日現在の特定調達品目は19分野261品目。</p> <p>○平成21年度における国等の調達実績は、公共工事分野を除く184品目中177品目において、判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合で調達されており、極めて高い水準で実施されている。(平成20年度は179品目中167品目で調達)</p> <p>○環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、随時更新を行っている。</p>	<p>基本方針は毎年見直しを行っており、対象品目の追加や基準の強化等、国における取組は着実に進んでいる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っている。</p>	<p>○グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、引き続き、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>○引き続き、基本方針等に基づき、高い水準で環境物品等の調達を進める。</p> <p>○グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実を図る。</p>

10. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	<p>○食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施（14年度～）バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。</p>	<p>(1) バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であること等が分かった。</p> <p>(2) バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、平成17年度にバイオマス燃料専用エンジンの設計、試作、及び性能評価を実施し、平成18年度には、バイオマス燃料専用車を試作し性能評価を行った。</p> <p>(3) 今後増加が予想されるバイオ100%利用と平成20年5月に成立・公布された改正揮発油等品質確保法特例措置に対応するため、平成21年2月に高濃度バイオディーゼル燃料の使用による車両不具合防止のためのガイドラインを策定した。</p>	<p>「回収された廃食用油等からのバイオディーゼル燃料の生成を推進する」との循環基本計画の記載にあたり、自動車の安全性等を確保することを目的に高濃度バイオディーゼル燃料の使用による車両不具合等防止のためのガイドラインを策定した。</p>	<p>○バイオディーゼル燃料の低温流動性や酸化劣化に対する改善が今後の課題。</p> <p>○今後のバイオディーゼル燃料の普及状況等を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して啓発を行い、必要に応じて燃料規定の検討を行う。</p> <p>○平成20年5月に成立・公布された改正揮発油等品質確保法において揮発油等にエタノール等を混和する加工業者に対しても品質確認が義務付けられた。しかしながら、強制規格以外の高濃度混和燃料についても自動車技術や燃料技術の改善を図るためには公道走行試験が必要であり、そのため特例措置を講ずることとしている。また、この改正に伴い、バイオ100%での利用増加が予想されることから、その際に燃料、改造、点検整備上の留意点等に関し助言、注意喚起を行うためのガイドラインを策定した。</p> <p>○今後も、高濃度バイオディーゼル燃料利用者に対し、ガイドラインを活用し、助言、注意喚起を行い、バイオディーゼル燃料の適切な普及のための環境</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性																																																								
				整備を進めていく。																																																								
国土交通省	<p>○FRP船のリサイクルに向けた対策の検討（平成14年度～）</p> <p>FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの普及促進を図る。</p>	<p>平成17年11月、広域認定制度を活用して、瀬戸内海・北部九州を中心とした10県においてFRP船リサイクルシステムの運用を開始し、平成19年度には、全国47都道府県に運用範囲を拡大し、平成20年度より全国において本格運用を開始した。</p>	<p>平成17年11月より一部の地域で開始されたFRP船リサイクルシステムについて、同システム運用実績に基づき、同システムの改善及び普及促進を実施しており、平成20年度より全国47都道府県において本格運用を開始した。</p>	<p>○FRP船リサイクルシステムの普及促進を図るために、関係業界及び地方自治体と協力して積極的に周知広報を実施するとともに利便性の向上を図る。</p> <p>○経済的・効率的で持続的なFRP船リサイクルシステムとするための検討及び評価を行い、システムの改善や新たな処理技術の取り入れ等の検討を行う。</p>																																																								
国土交通省	<p>○建設リサイクル推進計画2008</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定。平成20年度から平成24年度の5か年を計画期間とし、目標値を平成22年度（中間目標）、平成24年度（計画の目標年）、平成27年度（中期的目標）に定め、各種施策を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>22年度 (中間目標)</th> <th>24年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・再資源化率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>75%</td> <td>77%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>・再資源化等率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>80%</td> <td>82%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>・排出量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>220万t (H17比-25%)</td> <td>205万t (H17比-30%)</td> <td>175万t (H17比-40%)</td> </tr> <tr> <td>・再資源化等率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%以上</td> </tr> <tr> <td>・有効利用率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>85%</td> <td>87%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	目標値	22年度 (中間目標)	24年度	27年度	・再資源化率				アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上	建設発生木材	75%	77%	80%	・再資源化等率				建設発生木材	95%	95%以上	95%以上	建設汚泥	80%	82%	85%	・排出量				建設混合廃棄物	220万t (H17比-25%)	205万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)	・再資源化等率				建設廃棄物全体	93%	94%	94%以上	・有効利用率				建設発生土	85%	87%	90%	<p>○建設副産物の再資源化率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化率 <ul style="list-style-type: none"> アスファルト・コンクリート塊 98.6% (H17) 98.4% (H20) コンクリート塊 98.1% (H17) 97.3% (H20) 建設発生木材 68.2% (H17) 80.3% (H20) ・再資源化等率 <ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材 90.7% (H17) 89.4% (H20) 建設汚泥 74.5% (H17) 85.1% (H20) 建設廃棄物全体 92.2% (H17) 93.7% (H20) ・排出量 <ul style="list-style-type: none"> 建設混合廃棄物 292.8万t (H17) 267.0万t (H20) ・有効利用率 <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土 80.1% (H17) 78.6% (H20) 	<p>平成20年度建設副産物実態調査を実施し、「建設リサイクル推進計画2008」策定後初めて建設副産物等の実態を把握した。建設廃棄物全体の再資源化等率は平成20年度には93%にまで上昇しており推進計画の平成22年度の中間目標値を上回った。一方、依然として再資源化率が低い品目が残っていること等から、引き続き推進計画に基づく施策を実施。</p>	<p>引き続き、「建設リサイクル推進計画2008」に基づく施策の着実な実施と、実施状況のフォローアップを行っていく。</p>
目標値	22年度 (中間目標)	24年度	27年度																																																									
・再資源化率																																																												
アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																									
コンクリート塊	98%以上	98%以上	98%以上																																																									
建設発生木材	75%	77%	80%																																																									
・再資源化等率																																																												
建設発生木材	95%	95%以上	95%以上																																																									
建設汚泥	80%	82%	85%																																																									
・排出量																																																												
建設混合廃棄物	220万t (H17比-25%)	205万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)																																																									
・再資源化等率																																																												
建設廃棄物全体	93%	94%	94%以上																																																									
・有効利用率																																																												
建設発生土	85%	87%	90%																																																									

11. 不法投棄等・支障除去等対策

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>○ 産廃特措法 産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法の平成9年改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された不法投棄等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行した事案。 ・ 産廃特措法の適用にあたって、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を定め、これに対して環境大臣の同意を得た事案。 <p>○ 廃棄物処理法 廃棄物処理法は、平成9年改正法の施行（平成10年6月17日）以降の不法投棄等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行した事案について、産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行っている。</p>	<p>平成15年に産廃特措法が施行されて以降、平成22年度末現在までに13事案について、環境大臣が実施計画に同意し、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。</p> <p>一方、廃棄物処理法に基づく平成10年6月17日以降の不法投棄等の事案については、平成22年度は3事案について財政支援を行ったところであり、平成22年度末までに計77事案について、同法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行っている。</p>	<p>産廃特措法においては、平成22年度は、香川県豊島事案等9事案において同法に基づく特定支障除去等事業に対する財政支援を行うとともに、廃棄物処理法においては、平成22年度は3事案について財政支援を行ったところであり、平成22年度末までに計77事案について、同法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行う等、不法投棄等の残存事案対策の推進が図られた。</p> <p>しかしながら、平成21年度末時点で全国に2,400件を超える不法投棄等の残存事案があり、引き続き施策の充実・強化、適正な実施が必要である。</p>	<p>産廃特措法については、平成24年度末が期限となっている。また、廃棄物処理法に基づく支援については、産業界からの出えんについて理解と協力を引き続き確保する必要がある。</p> <p>このため、全国の残存事案の支障の状況等についての詳細調査結果を踏まえ、残存事案への今後の対応や今後の財政支援の在り方について検討を進めていく必要がある。</p>

12. 産業廃棄物の最終処分場の整備

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性						
環境省	<p>○毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>○公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>○20年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成23年3月に公表)</p> <table border="0" data-bbox="808 323 1167 416"> <tr> <td>全国</td> <td>10.6年</td> </tr> <tr> <td>首都圏(1都7県)</td> <td>4.7年</td> </tr> <tr> <td>近畿圏(2府5県)</td> <td>7.3年</td> </tr> </table> <p>徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残余容量が著しく不足している。</p> <p>○公共関与最終処分場に対する国庫補助</p> <p>平成21年度及び平成22年度においては、それぞれ3事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p>	全国	10.6年	首都圏(1都7県)	4.7年	近畿圏(2府5県)	7.3年	<p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により、全国平均で2.1年程度向上した。しかし、大都市圏においてはなおひっ迫している状況が続いている。</p>	<p>○最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>○民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>
全国	10.6年									
首都圏(1都7県)	4.7年									
近畿圏(2府5県)	7.3年									

13. 技術開発

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>○環境 PT の実施（18 年度～22 年度） （目的） 第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）のもと、総合科学技術会議において決定された「分野別推進戦略」（平成18年3月）の実現のため、そのフォローアップと推進方策を検討・推進する。その一環として、科学技術連携施策群バイオマス利活用において、各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進してきた。上記の科学技術連携施策群は平成20年度をもって終了したが、引き続き社会還元加速プロジェクト「バイオマス資源総合利活用」において産学官連携の推進を図っている。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトの推進（19年度～24年度） （目的） 長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月閣議決定）において、比較的近い将来に実証研究段階に達するいくつかの技術を融合し、今後国が主体的に進めていく先駆的なモデルとして社会還元加速プロジェクトを位置づけ、環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用を関係府省・官民の連携の下で推進する。</p> <p>○木質バイオマス研究に関するアクション・プランの策定（22年度～） （目的） 平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン（平成22年7月）においては、新成長戦略の重要課題であるグリーン・イノベーションが目標とする持続可能な低炭素・自然共生・循環型社会の実現を目指す中で、特に具体的な実現目標が明確で、達成時に効果の大きい課題</p>	<p>○環境 PT ・研究会合を開き外部有識者による研究課題のフォローアップと推進方策の検討を行った（18年度：2回、19年度：2回、20年度：4回、21年度：2回、22年度：2回） ・科学技術連携施策群バイオマス利活用ワーキンググループを開催し、バイオマス利活用に関し各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進した。（17年度：3回、18年度：4回、19年度：3回、20年度：3回開催） ・バイオマス利活用に関して産学官のシンポジウムを開催した（17年度：1回、18年度：1回、19年度：1回、20年度：2回）</p> <p>○社会還元加速プロジェクト（バイオマス資源総合利活用）TF ・社会還元加速プロジェクトのロードマップ確認（20年度：1回） ・社会還元加速プロジェクトの進捗状況のフォローアップと推進方策の検討（20年度：4回、21年度：3回、22年度：3回）</p> <p>○木質バイオマス研究に関する個別施策の策定 ・科学・技術重要施策アクション・プランの策定（22年7月） ・施策パッケージの具体化に向けて、それぞれのパッケージを構成する平成23年度の個別施策について、関係府省と概算要求内容を十分調整した（22年7～8月） ・関係府省との内容調整を踏まえ、各施策パッケージを構成する個別施策の具体的な内容を決定した（22年8月末） ・各省から概算要求（22年8月末）</p> <p>○循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び技術開発 ・競争的資金を活用し広く課題を募集 ・研究事業：87件、技術開発事業：5件を実施（平成21年度） ・研究事業：101件、技術開発事業：5件を実施（平成22年度） ・研究事業：104件、技術開発事業：9件を実施（平成23年度） ・また、効率的な研究、技術開発を進めるため、環境省内の他の研究事業（環境研究総合推進費）と統合した。</p>	<p>○科学技術連携施策群バイオマス利活用ワーキンググループおよび社会還元加速プロジェクト TF を通し、関係各府省と研究者の相互理解が進んできた。</p> <p>○「3R推進に係る研究」「廃棄物系バイオマス利活用研究」「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」を重点テーマに設定し、政策的に重要なテーマ、実用化ニーズの高い重要な技術について、優先的に採択する取組を採用し、効果的・効率的に研究開発を促進している。</p>	<p>○天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決への取組が必要である。</p> <p>○具体的には、3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術や国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の開発、持続可能型地域バイオマス利用システム技術の開発を重点的に行う。</p> <p>○レアメタルについては、使用済み製品等からの回収技術等の研究開発、それに伴う重金属等有害物質の適正処理について、平成21年度よりレアメタル回収技術特別枠を新たに設ける等、重点的に研究・技術開発を推進している。今後も社会的・政策的必要性に応じた研究及び技術開発を推進する。</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
	<p>に重点化して推進することが決められている。その一つである再生可能エネルギーへの転換の方策の一つとして、平成23年度は、特に、木質系バイオマスを原料とした高効率エタノール生産が次世代バイオ燃料の喫緊の課題との認識のもと、次世代バイオ燃料生産の革新及び木材の直接液化・ガス化技術の実用化に向けて研究開発を重点推進する。</p> <p>○環境研究総合推進費補助金・循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択、これらの研究・技術開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。</p>			

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の実施

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性																						
<p>農林水産省</p> <p>(関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>○平成22年目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点：バイオマスタウン構想を300市町村程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用 等 	<p>○バイオマス活用推進基本法に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」を平成22年12月に閣議決定。</p> <p>○地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 <table border="1" data-bbox="846 443 1211 694"> <tr><td>平成16年度末時点</td><td>13件</td></tr> <tr><td>平成17年度末時点</td><td>44件</td></tr> <tr><td>平成18年度末時点</td><td>90件</td></tr> <tr><td>平成19年度末時点</td><td>136件</td></tr> <tr><td>平成20年度末時点</td><td>196件</td></tr> <tr><td>平成21年度末時点</td><td>268件</td></tr> <tr><td>平成22年度末時点</td><td>303件</td></tr> <tr><td>平成23年4月末時点</td><td>318件</td></tr> </table> <p>○「バイオ燃料技術革新計画」（平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会）に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。</p> <p>○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始（平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間）。</p> <p>○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し（本年7月成立、8月施行）、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。</p> <p>○「エネルギー基本計画」を平成22年6月に制定し、2020年に全国のガソリンの3%以上にバイオ燃料を導入する。</p>	平成16年度末時点	13件	平成17年度末時点	44件	平成18年度末時点	90件	平成19年度末時点	136件	平成20年度末時点	196件	平成21年度末時点	268件	平成22年度末時点	303件	平成23年4月末時点	318件	<p>○バイオマスの利活用は、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利活用率 <table border="1" data-bbox="1563 662 1787 821"> <tr><td>14年</td><td>22年</td></tr> <tr><td>廃棄物系バイオマス</td><td>68% →86%</td></tr> <tr><td>未利用バイオマス</td><td>21% →17%</td></tr> </table>	14年	22年	廃棄物系バイオマス	68% →86%	未利用バイオマス	21% →17%	<p>○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。</p> <p>○平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用を推進。</p> <p>(平成32(2020)年目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの利用量：約2600万炭素トン <p>・バイオマスの種類別目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜排泄物：約90% 下水汚泥：約85% 黒液：約100% 紙：約85% 食品廃棄物：約40% 製材工場等残材：約95% 建築発生木材：約95% 農作物非食用部（すき込み除く）：約45% 林地残材：約30%以上
平成16年度末時点	13件																									
平成17年度末時点	44件																									
平成18年度末時点	90件																									
平成19年度末時点	136件																									
平成20年度末時点	196件																									
平成21年度末時点	268件																									
平成22年度末時点	303件																									
平成23年4月末時点	318件																									
14年	22年																									
廃棄物系バイオマス	68% →86%																									
未利用バイオマス	21% →17%																									

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電気を利用することを義務づける法律。</p> <p>小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。</p> <p>（平成15年4月1日に全面施行）</p>	<p>○平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成17年度の全電気事業者の義務量の合計は38.3億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成18年度の全電気事業者の義務量の合計は44.4億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成19年度の全電気事業者の義務量の合計は60.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成20年度の全電気事業者の義務量の合計は74.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成21年度の全電気事業者の義務量の合計は91.7億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>○平成22年度の全電気事業者の義務量の合計は110.1億kWhであり、平成23年6月に電気事業を廃止した1社を除く全ての電気事業者が義務を履行済み。</p> <p>なお、</p> <p>○平成16年度末の設備認定件数は、199,027件。</p> <p>○平成17年度末の設備認定件数は、266,915件。</p> <p>○平成18年度末の設備認定件数は、333,898件。</p> <p>○平成19年度末の設備認定件数は、386,498件。</p> <p>○平成20年度末の設備認定件数は、437,203件。</p> <p>○平成21年度末の設備認定件数は、519,966件。</p> <p>○平成22年度末の設備認定件数は、720,587件。</p>	<p>平成23年6月に電気事業を廃止した1社を除く全ての電気事業者が平成22年度の義務を履行済み。</p> <p>設備認定件数については、法一部施行（平成14年12月6日）から平成22年度末までに720,587件となっている。</p> <p>平成22年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、平成24年度4月1日から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再エネ法」という。）が施行される予定であったことを踏まえ、平成24年度以降の新エネルギー等電気利用目標量をゼロとした。</p>	<p>○再エネ法の施行日が平成24年7月1日となったことに伴い、平成23年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、平成24年4月から6月末までの新エネルギー等電気利用目標量を定める。</p>

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省</p>	<p>オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。</p>	<p>○平成 21 年度及び 22 年度におけるフロン回収・破壊法の施行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類回収業者等の登録数 (平成 22 年 4 月 1 日現在) 第一種フロン類回収業者の登録数 32,109 (H20: 30,850) ・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数(平成 23 年 4 月 1 日現在) 74 (H21: 75 H20: 74) ・特定製品からのフロン回収量・破壊量 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量 3,601 トン(平成 21 年度実績) フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 3,941 トン(平成 21 年度実績) 4,152 トン(平成 22 年度実績) <p>○業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率向上のため、改正フロン回収・破壊法が平成 19 年 10 月に施行された。</p>	<p>○第一種特定製品からのフロン類の回収量については、平成 21 年度の廃棄時回収率は約 30%と推計されており、依然として十分とはいえないため、さらにフロン類の回収の徹底のための取組が必要である。</p>	<p>○京都議定書目標達成計画等に基づく、フロン回収・破壊法の着実な施行。 (平成 19 年 10 月に改正フロン回収・破壊法が施行。)</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会において、フロン類の更なる排出抑制に向けた対策の在り方について検討が進められているところであり、この検討等を踏まえ、必要な措置を講じていく。</p>

17. 「総合物流施策大綱(2009－2013)」(平成 21 年7月閣議決定)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>○静脈物流システムの形成 静脈物流ネットワークの拠点としてのリサイクルポートの指定や、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を進めてきたところであるが、更なる物流コストの削減が課題となっている。循環資源の適正な取扱を確保した上で、引き続き、効率的な静脈物流システムの構築を推進していく必要がある。</p>	<p>○平成 22 年度までに、22 港を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。</p> <p>○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>○「港湾における循環資源の取扱に関する指針」を平成 22 年 9 月に策定した。</p> <p>○地方公共団体等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助による支援を実施している。</p> <p>（企業立地数の増加） ○リサイクルポート指定港における企業立地数を取組指標としている。 220 社（平成 21 年度） → 218 社（平成 22 年度）</p>	<p>平成 22 年度の企業立地数は平成 21 年度より 2 社減少したが、これまでの立地数の推移を維持すれば目標値を達成することができる見込みである。</p>	<p>静脈物流基盤、官民の連携促進等を引き続き推進していく。</p>

18. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成に向けた地球温暖化対策の強化・実行(第3ステップ)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省 農林水産省 国土交通省 他</p>	<p>温室効果ガスの総排出量を平成20年から平成24年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。</p> <p>平成20年3月に京都議定書目標達成計画(全部改定)が閣議決定され、現在は同計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。</p>	<p>我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成21年度確定値で、二酸化炭素に換算して約12億900万トンであり、基準年度比で4.1%減少している。平成21年度から平成22年度にかけて、目標達成計画の部門別の目安の達成のためには、平成21年度比で、エネルギー起源二酸化炭素全体や部門別に見た場合の産業部門(基準年における総排出量に占める割合:38%)+9.2~+10.2%、運輸部門(同割合:17%)+4.4~+5.7%は平成22年度の目安を達成しているが、業務その他部門(同割合:13%)−2.6~−3.5%、家庭部門(同割合:10%)−12.8~−14.7%、エネルギー転換部門(同割合:5%)−17.4%の削減が必要となっている。</p> <p>また、非エネルギー起源二酸化炭素(同割合:7%)、メタン(同割合:3%)及び一酸化二窒素(同割合:3%)については、平成22年度の目安を達成しているため、今後とも増加させないよう引き続き対策をとっていくことが必要である。</p> <p>代替フロン等3ガス(同割合:4%)については、オゾン層破壊物質からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想される等いくつかの排出量の増加要因もあるものの、増加量を+30.0%に抑えることが必要である。</p> <p>さらに、森林吸収源対策については、平成19年度から平成24年度の6年間にわたり、毎年55万haの間伐を含む78万haの森林整備が必要となっている。平成21年度においては、81万haの森林整備(うち間伐59万ha)を行っている。基準年比で3.8%分の森林吸収量を確保するためには、引き続き森林整備等を推進することが必要である。</p> <p>京都メカニズムの活用については、平成23年4月1日までに約9,780万t-CO₂分のクレジットを取得する契約を結んだところであり、目標の約1億トンのうち大部分については目途が立った。</p> <p>(注:2009年7月に行われた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果の記載を参考に、最新のインベントリデータ等に更新した。)</p>	<p>平成21年度の総排出量を平成20年度と比べると、エネルギー起源CO₂について産業部門をはじめとする各部門の排出量が減少したこと等により、5.5%減少している。平成20年度と比べて平成21年度の排出量が減少した原因としては、2008年度後半の金融危機の影響による景気後退に伴う産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少が平成21年度も続いたこと、原子力発電所の設備利用率の上昇等に伴い電力排出原単位が改善したこと等が挙げられる。</p> <p>これにより、平成21年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達していると言える※。</p> <p>※①森林吸収量確保の目標(基準年排出量の約3.8%)②政府としてのクレジット取得の目標(基準年排出量の約1.6%)③電気事業連合会が平成21年度に国際交渉に当たって、気候変動対策としての効果(環境</p>	<p>平成21年度の温室効果ガスの総排出量(確定値)は、基準年比4.1%の減であり、森林吸収量の確保や海外クレジットの取得を順調に進め、国内対策を着実に進めることにより、京都議定書の削減約束の達成が可能であると思われるが、今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられることから、京都議定書の削減約束を達成するため、今後も気を緩めることなくこれらの対策を着実に実施していく必要がある。</p> <p>京都メカニズムについては、グリーン投資スキーム(GIS)におけるグリーンングの実施や日本国政府保有口座へのクレジットの移転を確実に実施するべきである。また、現行のグリーン開発メカニズム(CDM)は、プロジェクトの登録及びクレジットの発行に至るまで多段階の審査と長い時間を要する、登録済み案件に占める省エネ関連案件(廃ガス・廃熱利用、省エネ)が全体の1割程度に留まる、プロジェクトが特定の国に集中している先進国からの技術移転が十分でない等の問題点が指摘されていることから、今後の国際交渉に当たって、気候変動対策としての効果(環境</p>

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2次計画第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
			<p>5,200万トン）（基準年排出量の約4.1%）</p> <p>上記①～③の合計：基準年排出量の約9.5%。平成21年度排出量の基準年比の値から差し引くと、「-4.1%-9.5%=-13.6%」となる（京都議定書の目標は-6%）。</p> <p>（注：2010年10月に行われた第三次環境基本計画の進捗状況の点検結果に基づき記載した。）</p>	<p>十全性）に配慮しつつ、現行のCDMの改善を行う必要がある。</p> <p>（注：2010年10月に行われた第三次環境基本計画の進捗状況の点検結果に基づき記載した。）</p>